

# 市民税やイノシシの被害対策



平成19年度に実施される市民税の一律6%課税について

## 問

19年度には、定率減税が廃止され、世帯の均等割実施の上に、市民税が一律6%となり市民への負担増になる。所得200万円以下の人へは3%が6%と倍増となり格差社会を増大させる。市はどのような対策を考えているのか。平成19年の実施は200万円以下、700万円以下、700万円以上の所得の人は17年度と比較して課税額はどのようになるのか。またこの課税により市税収の総額はどのようになるか伺いたい。

## 答

総務部長

平成18年度税制改正による税の負担増については、広報を十分に行ってきた。所得で200万円以下は、一律6%さらに県民税を合わせ10%になる。また、定率減税の廃止により負担増がある。さらに、65歳以上の人への課税が強化されたことにより、今まで市民税がかかっていた人にも市民税がかかることになる。これは、税改正によるものであり、ご理解をいただきたい。19年度の市民税収入は、概

算で10億1,300万円増に、19年度は総額で概算34億6,000万円となる。

## イノシシ・ハクビシン対策について

## 問

今、笠間市内で、畑作や田へのイノシシ・ハクビシンの被害が出ている。9月議会での質問に対しハクビシンの捕獲器の貸し出しをしているとのこと、被害実態を把握した貸し出しなのか。来年度の予算化の予定と地域を疲弊させない為に、市長の見解を伺いたい。

## 答

市長

本年度は、市民からの被害届により、有害鳥獣捕獲を延べ70日間で3回実施し、イノシシ31頭・鳥10羽捕獲した。尚、17年度は、狩猟期間において、笠間区域内で75頭のイノシシを捕獲した。19年度も茨城県猟友会笠間支部に依頼し、農作物に対する被害防止対策を行いたいと考えている。また、仮称で茨城・栃木県境地域鳥獣害防止広域対策協議会が設立され広域的な有害鳥獣の一本捕獲の実施や鳥獣害防止対策について協議していきたいと考えている。

## 答

市民生活部長

イノシシの被害は、市民から連絡があり、3回有害鳥獣捕獲を実施した。ハクビシンは住宅周辺に出没し、夜間行動するため主にわなによる捕獲を行っている。来年度はこのわなを5基購入し、有害鳥獣捕獲隊に貸し出し捕獲していきたいと考えている。

## 答

産業経済部長

広域的連携の取り組みが不可欠で、イノシシ等鳥獣類の生態や発生状況等の情報を共有し、効果的な防止策を講じ、一言駆除体制を確立して実施時期の統一により頭数を抑制したい。市民への周知徹底も十分に認識しており、広域連携をとりながら的確に進めていきたいのでご理解をいただきたい。

## 「エコフロンティアかさま」の監視委員会及び安全性の問題について

## 問

監視委員会発足当初原告団とされてきた。「ふじみ湖裁判」原告団は、この件について水戸法務局に人権救済の申し立てを昨年4月に行ったが、その回答が今もってないため、裁判当日の11月7日水戸法務局と話し合いを行った。この案件は社会的に重大な影響がある問題なので、本庁の人権擁護局長の判断を仰いでいるので回答が遅れているとのことであった。また、市からは11月2日原告団に釈明したいと申し入れがあり11月7日に、市は原告団に今後不適切な表現はしない、迷惑をかけたので撤回したい。ただ、文言を取り除くのみで、原告が求めてきた人権の回復がなされていない。笠間市民として原告団の人権を認めるならば委員会の委員選出をやり直す必要があるのではないかと。処分場内には、今年7月の大雨以来、11月現在、大量の水が貯留しているが、溢出水の処理能力に問題があるのではないかと。焼却施設が10月末から2炉が2週間以上運転中止しているが、どのような改修工事なのか、当初の設計に安全上問題があったのではないかと。市では、この問題についてどのように対処されたか伺いたい。

## 答

市民生活部長

委員選出する際に不適切な表現をしたことにご迷惑をかけた深くお詫びした。今後、エコフロンティアかさま監視委員会設置要綱に基づき適正に選出していきたい。処分場内に現在も処理されていない約3万3,000tの雨水は、浸出水処理施設を通し下水道に1日最大4,000tという下水道との排水協定に基づき放流している。適正に処理するようご理解をお願いいたします。溶融炉停止の件ですが、年一回法定点検と定期点検があり、点検内容は、受入れ供給設備・燃焼設備・焼却力入冷却設備等で今後7定期的な点検実施するとのこと報告を受けている。



福原地区に設置されているイノシシの防護柵

# 来年度の予算編成について

## 経済対策について



**問** 住宅リフォーム助成制度とは、市内の業者が仕事の確保と市民の居住環境の整備に役立つ事業として全国的に注目されている。市民が住宅リフォームを行う時、市内の業者を使うことを前提に、市が工事費の10%・10万円を限度に助成することで、業者も潤い市税収にも貢献できるもの。制度の創設についての執行部の見解を伺いたい。

**答** 都市建設部長  
市では、既に在宅の高齢者や重度障害者の住宅・設備のリフォームには、助成制度を設けている。一般住宅のリフォームに対する費用の一部を助成する制度は、県内の一部自治体で行われているが、本来は、各人の自助努力により行われるものであり、現段階では、補助対象を広げる必要性は薄いと考えておりご理解いただきたい。

## ふるさと友部まつりの継続を

**問** ふるさと友部まつり・金婚式・市民運動会・友部マラソン・七五三など

の市民参画事業は、地域間交流の事業そのものであり、支援をし、もっと積極的に行えるようにすべきと考えるが、見解を伺いたい。

**答** 産業経済部長  
今年度は、笠間市ふるさと友部まつりとして盛大に実施した。今後、実施場所や規模及び参加団体等の調整を行い民間主導による地域の活性化や地元産業の振興が図れるよう検討しており、ご理解、ご協力をお願いしたい。

## 福祉のまちづくりについて

**問** 高齢者福祉の充実として高齢夫婦や独居老人への毎日型の配食サービスの実施や障害者の自立に対する市独自の支援策、また福祉バスの運行を全域に広げる必要があるのではないか。それに、障害者・高齢者の病院への通院が大変困難になっている。市民病院への通院に対し送迎する事業を市としては必要であると思うが見解を伺いたい。

**答** 福祉事務所長  
障害者自立支援法が本年4月に施行され、市の障害福祉計画を作成する為、策定委員会を設け、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現に向け市独自の支援策等も含め検討していく考えである。

配食サービスは、引き続きボランティアの協力により行い安否確認や健康維持の為実施していく。また、介護保険事業の中で家事援助等のサービスがあり、福祉の充実に向け取り組んでいきたいと考えているのでご理解賜りたい。



友部中学校で行なわれた「ふるさと友部まつり」

**答** 保健福祉部長  
福祉バスの運行拡大については、市バス検討委員会で多面的に、その運営、拡大あるいはその方法、財源的にどうするかなど課題を整理して具体的な内容に関係機関や各課と検討がされている。次に、市立病院への高齢者・障害者の送迎実施については、現在、市立病院の今後のあり方及び病院の全体的な経営内容について検討しているところである。そのようなことから、今後、送迎の実施についても市バス検討委員会の中で十分検討していきたい。

## 子どもたちが学ぶ喜びを身につける教育環境の整備について

**問** いじめの問題は笠間市も例外ではない。6月定例会では1学級の人数の多い学級に対して学級数を二つに分けて少人数で指導できるように教員の加配措置を行った。市として

加配のない学校に対して講師を派遣したいと答弁しているが、来年度予算で加配講師の増員を予定しているのか伺いたい。また、友部中・友部小では、立志の船として北海道への洋上研修宿泊学習が実施されてきたが、合併を機会に他の中学校にも広げるべきと考えるがどうなるのか。

**答** 教育長  
国は、現行の1学級の学級編成の基準人数を40人としているが、1学級の人数が35人以上になる複数学級がある場合には、各学校の実態や少人数指導等の目的に応じて二つに分けて少人数指導できるように県から教員の加配措置がされている。来年度は、各学校の学級編成・人数等、県の加配措置の状況により県との調整で実施していくことになる。

旧友部町の中学校で実施していた洋上研修は、市の行事あり方として総合的に判断した結果、来年度から笠間市として実施しないこととしたので7月6日・7日に旧友部町の中学校の保護者会で説明会をした。

平成19年度の予算について、今、各学校が、教育目標や育てたい児童生徒像、学校としての自主性を発揮して豊かな学びをつくりだす特色ある教育活動推進のための事業を、仮称であるが、「特色ある学校づくり事業」等を実施する予定である。